

新発田市地域介護予防活動（ときめき活動）支援事業補助金 要項

1 実施内容

住民主体による介護予防に資する活動を概ね週 1 回の頻度で実施する団体に対して補助金を交付します。

2 補助対象団体

市内で介護予防活動を実施する地域の任意団体又は特定非営利活動法人であって、営利又は宗教活動を目的としない団体。

3 補助対象活動

補助金の交付対象となる事業は、次の各号の要件すべてを満たすものとします。

- (1) 活動拠点において、概ね週 1 回以上定期的かつ継続的に活動している、若しくは活動しようとしていること、又は毎月 3 回以上活動していること。
- (2) 参加者が概ね 65 歳以上の高齢者であり、かつ 1 回あたり概ね 5 人以上の参加がある、又はあることが見込まれること。
- (3) 運動機能の低下予防のための運動や閉じこもり予防のための交流等介護予防に資する活動を行うこと。
- (4) 住民主体で運営され、地域に開かれた活動であること。
- (5) 年度を通じて継続的に実施すること。
- (6) 他の制度による助成、補助等を受けていない活動であること。

4 補助対象経費及び補助金の額

(1) 運営経費

ア 補助金の額

年間上限 40,000 円（年度途中から開始した場合は月 3,500 円×開催月数）

イ 補助対象経費

報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認める経費

(2) 初年加算（事業立ち上げの日から 1 年間に限る）

ア 補助金の額

上限 20,000 円

イ 補助対象経費

市が勧める運動を実施するため、運動 DVD を再生する機器等を購入する経費

5 交付申請、交付決定

(1) 運営補助

交付申請書、活動計画書、収支予算書の提出が必要です。

市は、提出書類を審査し、適当であると認めるときは、速やかに交付決定を行い、申

請者に通知します。

(2) 初年補助

交付申請書、活動計画書、収支予算書、DVD 再生機器購入費等の領収書の写し

6 実績報告、補助金額確定

その年度の事業完了後に実績報告書、活動報告書、収支決算書の提出が必要です。(翌年度4月10日まで)

市は、提出書類を審査し、適当であると認めた場合、交付額を確定し、申請者に通知します。

7 補助金の支払

補助金の額の確定後、各団体が指定する口座に補助金を振り込みます。

ただし、希望により概算払いも可能です。(交付決定額の1/2(千円未満切り捨て)若しくは保険料のみの申請の場合は保険料分)

8 補助金の取消し・返還

要件や運営基準を満たしていないとき、その他偽り、不正の手段によって補助金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

9 提出先

新発田市社会福祉協議会 電話 23-1000

(社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン事業」と連携しています。)

10 問合せ先

新発田市高齢福祉課介護予防係 電話 28-9202